様式第４号（第５条関係）

（その１）

選挙運動用自動車使用証明書

下記のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 契　約　の　区　分（該当する方の番号に○をしてください。 | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | ２ | 左に掲げる以外の場合 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 | 備　　考 |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |

備考

１　この証明書は，運送事業者等ごとに別々に作成し，候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，運送事業者等は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は，選挙運動用自動車１台につき１日当り次の金額までです。

　⑴一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　　　　　　円

　⑵⑴以外の場合　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　　　　　　　円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「契約区分」欄の１）と，それ以外の契約（「契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には，公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので，その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には，公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので，その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には，候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車については，湧水町に支払を請求することはできません。

（その２）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり選挙運動用自動車の燃料を使用するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 燃料供給年月日 | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備　　考 |
|  | ℓ | 円 |  |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
|  | ℓ | 円 |
| 合　　計 | ℓ | 円 |

備考

１　この証明書は，燃料供給業者ごとに別々に作成し，候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　燃料供給業者が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，燃料供給業者は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は，候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

（その３）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用するものであることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行

　（　町長　・　町議会議員　）選挙

候補者　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運　転　手 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 雇　用　年　月　日 | 報　酬　の　額 | 備　　　　考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 合　　計 | 円 |

備考

１　この証明書は，運転手ごとに別々に作成し，候補者から運転手に提出してください。

２　運転手が湧水町に支払を請求するときは，この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和２５年法律第100号）第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には，運転手は，湧水町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は，選挙運動用自動車１台につき１日を通じて　　　　円までです。

５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には，公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので，その指定をした１人のみについて記載してください。

６　５の場合には，候補者の指定した運転手以外の運転手は，湧水町に支払を請求することはできません。